

資料10

共済掛金の引下げ措置の対象組合等数

引下げ幅	積立金の水準 〔法定準拠水準 の倍数〕	対象組合等数
1／2カット	2倍以上	10 (7.1)
1／3カット	1.5倍～	20 (14.2)
1／5カット	1.25倍～	28 (19.9)
カットは行わない	1倍～	37 (26.2)
	1倍未満	46 (32.6)
計		141 (100.0)

- (備考) 1. 積立金は、共済掛金によらない団体独自の収入による部分を推計し控除している。
2. 対象組合等数は現時点（12月16日現在）のものであり、平成29年1月（予定）に告示する料率の対象組合等数とは異なる場合がある。
- また、実際の引下げは、共済目的の種類ごと及び料率地域ごとに行われる。